

高松市自治基本条例

高松市の自治の基本理念や自治運営の基本原則など市民・議会・行政が協力して、まちづくりを進めるための基本的なルールを定めた条例です。



自治の基本原則
情報共有
市民と市が市政に関する情報を共有します。
参画
市政や地域のまちづくりを市民の参画によって進めます。
協働
市民と市が対等な立場で、市政や地域の課題の解決に共に取り組みます。

高松市美しいまちづくり条例

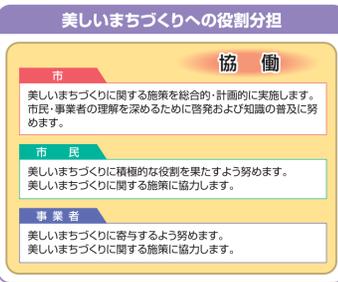
良好な景観の保全・形成・創出や、清潔で緑豊かなまちの環境美化などに、市民および事業者との協働により取り組み、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な実施を図り、さらに魅力ある美しいまちづくりを進めるための基本条例です。

美しいまちづくりの基本理念

良好な景観の保全・形成・創出

環境美化の推進

市・市民・事業者の役割分担の下に協働



瀬戸・高松広域定住自立圏



人口減少社会において、地方から大都市圏への人口流出を食い止めるため、国の定住自立圏構想の下、本市が中心市となり、土庄町、小豆島町、三木町、直島町および綾川町の周辺5町と「瀬戸・高松広域定住自立圏」を掲げて、共生ビジョンに基づく取組を実施し、圏内で定住できる環境づくりを推進するとともに、島、街、里が一体的に融合した創造性豊かな海園・田園・人間都市づくりを目指します。

海園都市構想



都心と島の相互補完によるスローで高感度な瀬戸内スタイルの生活圏の形成と、ウォーターフロントにおける魅力ある空間づくりによって、世界にもアピールできるオンリーワンの都市の顔づくりを推進します。都心部に住みながら非日常の癒しの空間を享受することができ、逆に島しよ部に住みながら高次都市機能を楽しむことも可能となり、瀬戸内海の風景をはじめとする「場所性」を最大活用することで、居住者の誘致、産業創出、次世代の育成を実現します。

基本構想

目指すべき都市像

「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」

まちづくりの目標

- 1 心豊かな人と文化を育むまち
2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち
3 健やかにいきいきと暮らせるまち
4 人がにぎわい活力あふれるまち
5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち
6 分権型社会にふさわしいまち

施策の大綱

1 心豊かな人と文化を育むまち

人権を大切にすることや平和を大切にするまちづくりの推進により、基本的人権を尊重する社会の確立に努めるとともに、男女共同参画社会の形成を図ります。また、学校教育の充実や青少年の健全育成など、生きる力を育む教育の充実を図るとともに、生涯学習の推進やスポーツレクリエーションの振興により、心豊かな生涯学習社会の形成に努めます。また、文化芸術活動の推進を始め、文化芸術を創造する環境づくり、文化財の保存と活用により、地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図り、心豊かな人と文化を育むまちの実現を目指します。

2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち

市民一人一人が環境問題への認識を深め、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を図るとともに、市民生活における快適性と安全性を確保し、豊かな暮らしを支える生活環境の向上に努めます。また、水を大切にすることや防災・安全を推進するとともに、災害や事故などから市民を守るため、安全で安心して暮らせる環境の整備を図り、人と環境にやさしい安全で住みよいまちの実現を目指します。

3 健やかにいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉の連携と役割分担の下、家庭・地域における子育て支援など、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めるとともに、健康づくりや医療体制の充実など、市民一人一人が健やかに暮らせる環境づくりを推進します。また、障害者の自立支援や高齢者の生活支援など、いきいきと暮らせる福祉環境づくりを推進し、健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

4 人がにぎわい活力あふれるまち

地域性豊かな特色ある観光資源の創造を図るとともに、観光客の誘致・交流を推進し、魅力あふれる観光・コンベンションの振興に努めます。また、商工業や農林水産業の振興を図り、特産品の育成・振興とブランド化を推進する中で、地域を支える産業の振興・地域経済の活性化を図るとともに、就業環境の向上による安定した魅力ある就業環境づくりに努めます。また、国際化への対応と地域間交流を図る中で、人が行きかう多彩な交流を促進することにより、人がにぎわい活力あふれるまちの実現を目指します。

5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち

激しさを増す都市間競争において、本市の優位性を更に高めるため、中心市街地の活性化などにより、拠点性を発揮できる都市機能の形成に努めるとともに、公共交通機関や自転車等が利用しやすい、快適で人にやさしい都市交通の形成を図ります。また、適正な土地利用の推進などにより、計画的な市街地の形成を図るとともに、地域に即した都市景観の創出に努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。また、情報通信基盤の整備など、地域情報化の推進により、高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を図り、道州制時代に中枢拠点性を担えるまちの実現を目指します。

6 分権型社会にふさわしいまち

市民と行政の適切な役割分担の下、地域コミュニティの自立・活性化や多様なパートナーシップの構築により、参加・協働を進めるコミュニティを軸としたまちづくりを推進します。また、簡素で効率的な行財政システムを構築するとともに、国・県などとの連携を推進する中で、社会の変革に即応した行財政運営に努め、分権型社会にふさわしいまちの実現を目指します。

土地利用構想

本市は、自然景観に富み、風光明媚な備讃瀬戸に面した瀬戸内海圏の中枢・中核拠点都市として、これまでの都市機能の集約をベースに、市街地中心部から、各地域の街・集落、自然豊かな農村地帯、そして讃岐山脈に抱かれた中山間地域までの多様な特色のある地域を融合し、一体となったまちづくりを進め、地域の総合力を発揮する中で、元気のあふれる都市の創造を、都市づくりの基本的な考え方としています。

このため、中心部での都市機能の集約を図るとともに、各地域が特徴をいかにしながら、地方中核都市ならではの都市的利便性と自然的環境を享受できる都市の実現に向け、都市計画の地域地区制度等の活用による、適正かつ合理的な土地利用の規制・誘導を図るとともに、都市機能の更なる拡散につながるような郊外での都市基盤整備の抑制など、公共投資を効果的、効率的に行うほか、公共交通の利用促進に努め、本市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。

地域別まちづくり

地域別まちづくりは、各地域のまちづくりの方向性を示すことにより、市民と協働して、個性と特色あるまちづくりを進めるためのものです。このため、地域の現状と課題、地理的状況、歴史的つながりなどを総合的に勘案し、それぞれの地域の活性化を図りながら、地域間の有機的な連携により、お互いの個性と特色を相乗的に高めていくエリアを設定し、それぞれの地域のまちづくりを進めます。

総合計画の推進

本市が目指すべき都市像「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現に向け、まちづくりの目標に掲げる施策の大綱の一つ一つを着実に実施していくため、健全な財政運営を図るとともに、適切な総合計画の進行管理に努め、総合計画を推進します。



文化の風かおり
光かがやく
瀬戸の都・高松



第5次高松市総合計画(概要版)
基本構想
第2期まちづくり戦略計画

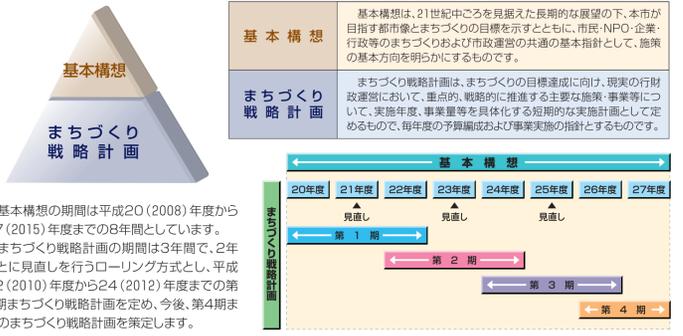
まちづくりの基本的考え方

本市を取り巻く社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、次の5つの視点をまちづくりに当たっての基本的考え方としています。

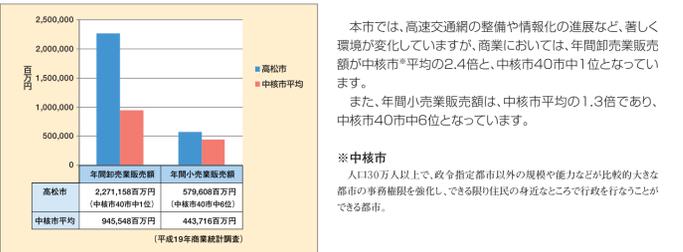
- ソフトの重視
● 拡大基調からの転換
● 州都機能の確保と交流人口の拡大
● 地域コミュニティを軸としたまちづくり
● 地域の未来と活力を支える人づくり

総合計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」と「まちづくり戦略計画」で構成しています。



現況と特性



まちづくり戦略計画【第2期(平成22年度～24年度)】

【重点取組事業】
基本構想に掲げるまちづくりの目標の着実な実現に向け、市長のマニフェストに掲げる政策等を踏まえて、10の重点的・戦略的に取り組む課題を設定し、これらに対応する施策・事業を「重点取組事業」としています。重点取組事業は、10の課題別に、全体で105事業(うち、26事業は新規事業)あり、主な事業は次のとおりです。

- 1 地域の未来を支える人づくり(14事業)
2 文化芸術の創造と振興(8事業)
3 環境保全と地球温暖化への対応(9事業)
4 安全で安心できる生活環境の向上(22事業)

- 5 少子化対策の充実(8事業)
6 健やかに暮らせる福祉環境づくり(7事業)
7 都市イメージの向上とにぎわいづくり(10事業)
8 中枢拠点機能の強化(14事業)
9 コミュニティを軸とした協働のまちづくり(7事業)
10 行財政改革・運営の推進(6事業)